

金山町防災情報配信アプリ整備事業プロポーザル実施要領

1 目的

災害時の情報伝達手段の冗長化を図るとともに、音声のみではなく文字・画像による配信を実現し、住民への確実な情報伝達に取り組むためのものである。

また、時代に合わせたシステム構築を目指すため、クラウド利用や個人所有のスマートフォン等にたいしても情報配信できるシステムの実現を目指す。

2 事業の概要

(1) 事業名

金山町防災情報配信アプリ整備事業

(2) 事業内容

金山町防災情報配信アプリ整備事業 仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

172,860,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

※この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

(5) 発注者

金山町長 佐藤 英司

3 プロポーザルの概要

(1) 実施スケジュール（予定）

- ①公 告 日 令和6年4月26日（金）
- ②参加届の提出期限 令和6年5月9日（木）午後5時まで
- ③会社概要・業務実績表の提出期限 令和6年5月10日（金）午後5時まで
- ④質疑書の提出期限 令和6年5月13日（月）午後5時まで
- ⑤質疑に対する回答期限 令和6年5月15日（水）午後5時まで
- ⑥企画提案書の提出期限 令和6年5月20日（月）正午まで
- ⑦プレゼンテーション審査予定日 令和6年5月21日（火）（審査者の日程により調整する場合がある）
- ⑧契約締結 令和6年6月上旬（議会の承認後）

(2) 選定方法

プレゼンテーション及び審査企画提案書等の内容を審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

(3) 担当部署

- ①住 所 〒999-5402 山形県最上郡金山町大字金山 324 番地 1
- ②担 当 山形県金山町総務課 広報・DX推進係

③電 話 0 2 3 3 - 2 9 - 5 6 0 1 (直通)

④F A X 0 2 3 3 - 5 2 - 2 0 0 4

⑤E-mail jouhou@town.kaneyama.yamagata.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次の要件を全て満たす者とする。

- (1)山形県内に本店・支店・営業所を有する者
- (2)この公告日から契約締結の時までの間に、金山町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく入札参加等停止の措置を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に該当しない者であること。
- (5)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6)金山町暴力団排除条例（平成23年金山町条例第11号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

5 参加表明の受付

本プロポーザルへの参加には、参加表明を行い、事前に資格要件等の金山町の審査を受けることが必要となる。

(1) 参加表明に必要な提出書類

①参加届（様式1）

②会社概要・業務実績表（様式2）

(2) 提出方法

電子メール（電話により提出先へ受信を確認すること。）

(3) 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時まで

(4) 提出先

山形県金山町総務課 広報・DX推進係

(5) 参加資格

金山町は、参加表明に必要な提出書類の内容を審査し、適当と認める場合の付与は、令和6年5月13日（月）午後5時までに参加資格要件を満たしている旨を通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

(7) その他

登録期間内に参加表明をしなかった者は、本プロポーザルに参加できない。

6 質疑の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出様式・・・質疑書（様式3）

- (2) 提出期限・・・令和6年5月13日（月）午後5時まで
- (3) 提出先・・・山形県金山町総務課 広報・DX推進係
- (4) 提出方法・・・電子メールによる提出（電話により提出先へ受信を確認すること。）
- (5) 回答・・・令和6年5月15日（水）までに参加者全員にメールにて回答する。

7 企画提案書等の提出

5(5)により参加資格要件を満たしている旨は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 会社概要書（任意様式）
- ③ 業務実績調書（任意様式）
- ④ 業務工程表（任意様式）
- ⑤ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部、副本8部（部ごとに左上をクリップで留めること。）

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付き書留郵便とし提出期限内必着）

(4) 提出期間

令和6年5月20日（月）正午まで

(5) 提出先

山形県金山町総務課 広報・DX推進係

8 企画提案書の基本的事項

企画提案書は、事業における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該事業の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な契約内容等は、契約後に企画提案書を反映しつつ、金山町と協議の上決定することとする。

9 審査

(1) 審査会の実施

令和6年5月21日（火） ※審査者の日程により調整する場合がある。

(2) 審査会でのプレゼンテーション

参加者は、審査会において次のとおりプレゼンテーションを行う。

① 出席者

3人以内

② 配当時間

ア 発表時間…30分以内（機器の接続は除外）

発表においては、以下の事項を含むこと。

- ※1 サンプル機による配信から受信の流れの実演
- ※2 緊急時/平時の実際の画面
- ※3 配布体制、操作説明に関する説明
- ※4 長期的なサポート見通しに関する内容
- ※5 他自治体の実績の説明
- ※6 事業の工程に関する説明

イ 操作体験…10分以内

サンプル機を用意し、審査員に情報配信から受信の一連の操作体験をさせること。

ウ 質疑…10分以内

③ その他

プロジェクター、スクリーン及びマイクを金山町が用意する。パソコンを使用する場合は参加者が持参すること。

(3) 審査委員会の設置

審査は、金山町が設置する「金山町防災情報配信アプリ整備事業審査委員会」が行う。委員長は副町長とし、委員は町職員等で構成する。

(4) 審査方法等

業務実績、業務体制、企画提案内容、プレゼンテーション内容等を審査基準に基づき総合的に審査する。なお、参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立することとする。

(5) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとし、評価点数は、各審査委員の合計点数とする。

評価項目		評価事項	配点
防災情報配信アプリ、タブレット配布	①機能性	提案するアプリが、事業の目的、仕様書を満たすものであるか。	50
	②UI/UX	提案するアプリが、高齢者等が使用する適切な配慮がなされたものであるか。	30
	③耐災害性	提案するアプリは、災害時も使用できる耐災害性を備えているか。	10
	④拡張性	仕様書に記載した事項以外で、本事業の目的に鑑み有効な機能を有しているか。	10
	⑤端末/通信	提案する端末等は、本事業の目的に鑑み適切なものであるか？	10
	⑥配布体制	住民向け配布を行うにあたり、適切な体制が提案されているか。	10
	⑦その他	仕様書の必須事項以外で、本事業の目的に鑑み有効な機能を有しているか。	20

その他	⑧遂行能力	実績等に鑑み、本事業を適切に遂行する能力を有しているか。	20
価格評価	⑨費用	評価点＝最も低い提案価格÷提案価格×100 ※小数点第3位を四捨五入し、小数点第2まで求める。	100
	⑩ランニングコスト	評価点＝最も低い提案価格÷提案価格×40 ※小数点第3位を四捨五入し、小数点第2まで求める。	40
評価点合計（審査員一人あたり）			300

1.0 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領等に違反すると認められる場合
- (4) 審査会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求める等、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 参考見積書の見積金額（税込）が2(4)の提案上限額を超える場合

1.1 契約締結

契約は、選定された最優秀提案者と金山町との間で、企画提案書に記載された内容に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結することを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案書の内容をもって契約するとは限らないことに留意すること。最優秀提案者との協議が不調となった場合には、優秀提案者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

本業務の契約の締結においては、議会の承認を必要とするため、当該承認が得られた場合に契約を締結するものとする。

1.2 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

1.3 留意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 本プロポーザル終了後、公平性、透明性及び客観性を期するため、提出された企画提案書等を金山町ホームページ等で公表することがある。

- (5) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 町は、提案者から提出された書類について、金山町公文書公開条例（昭和57年金山町条例第1号）に基づいた請求があった場合は、第三者に開示することがある。
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (10) 事業スケジュール、実施スケジュール等が変更される可能性がある。
- (11) 審査結果は、金山町ホームページ等で公表される可能性がある。
- (12) この要領は、令和6年4月25日から適用する。